

# インド、FTA 運用規則を厳格化

October 2020

## In brief

インドでは 2020 年 9 月 21 日、FTA の原産地規則に係る新たな運用規則が発効しました。新規規則は「貿易協定上の原産地規則の運用に係る関税規則」(Customs (Administration of Rules of Origin Under Trade Agreements) Rules、以下「CAROTAR」と呼ばれています)。CAROTAR では、FTA を利用する輸入者に対して、サプライヤーからさまざまな原産判定の根拠書類を入手して輸入時に提示することが義務付けられます。これにより、インドで FTA を利用して輸入を行うにあたっては、速やかに輸入側のインド法人と原産判定を行っている輸出側・生産者側と連携をとり、CAROTAR に対応するための準備を進めるのが喫緊の課題になります。

## In detail

インド政府は、自由貿易協定(日本が締結している日印包括的経済連携協定を含む。以下「FTA」という)の原産地規則の適正な運用を図るため、1962 年の関税法を改正して、2020 年 3 月 27 日付で FTA に係る新たな利用条件を導入しました。これにより、FTA を利用してインドで輸入する企業は、原産地証明書上の情報、域内付加価値の比率や原価計算に係る情報について、インド税関に対して正確な情報を提示する義務があります。なお、これらの情報を提示しない輸入者に対しては罰則も導入されています。

この度、インド政府は上記の利用条件に基づいて、CAROTAR を発表しました。輸入者向けの手続きや規則や、税関当局による検認のプロセスおよびタイムラインを示す CAROTAR は、2020 年 9 月 21 日付で実務上有効になりました。

CAROTAR の主な規定は以下のとおりです。

- 輸入者は、輸入申告時に税関に対して一定の情報を提示しなければなりません。具体的には以下の情報を提示する必要があります。
  - 原産地規則を充足する物品の品名
  - 適用しようとする FTA
  - 原産地証明書情報(整理番号、発給日、原産地基準 等) 他
- 上記に加え、輸入者は Form I で規定される最低レベルの情報も準備しておく必要があります。具体例として以下が挙げられます。
  - 原産国で行われた生産過程の内容
  - 原産性の判定方法
  - 梱包の扱いに係る情報
  - 輸出者自身により生産されたものなのか、輸出国で第三者から輸出者により調達されたものなのかの確認。なお輸出国で第三者から調達されたものである場合、輸出者は国内調達先に原産性を確認し、原産性を示す資料を入手する必要があります。
  - 関税分類変更(CTC)、域内原産割合(RVC)、加工工程(SP)、デミニマス等、輸入品に適用された原産地規則に係る詳細内容

- また、CAROTAR では、インドの税関当局が輸出国の当局や原産地証明書発給機関と連携して FTA 適用の適性を事後的に確認する「検認」について、手続きとタイムラインが詳細に記載されています。なお、インドが締結している一部の FTA では、このような事後検認の規定が既に盛り込まれています。
- 以下のような場合では、インド税関は検認を行わずに直ちに FTA の適用を否定することがあります。
  - 本来 FTA による関税の減免の対象ではない品目について、FTA 税率を適用する目的で不適正な HS コードが申告されている場合
  - 原産地証明書上の品目名に不備がある場合
  - 原産地証明書への無断変更が加えられている場合(輸出国の発給機関が行ったもの以外)
  - 原産地証明書の有効期限が切れている場合
- 特定の輸入者が FTA を適用して輸入しようとした貨物が原産地規則を満たしていないと判断された場合で、原産地規則を満たしていない貨物と同一の輸出者または生産者から過去に輸入した場合または将来に輸入する場合、インド税関はその過去又は将来の輸入に対して検認を行わずに FTA の適用を否定する可能性があります。
- FTA を適用しようとする輸入者は、税關に必要な情報を提示できない場合は以下のような処分を受ける可能性があります。
  - 検認が完了するまで、FTA 税率の適用の一時否定。なお、この場合においては、FTA を活用していない通常の税率(一般的に「MFN 税率」と言います。)で計算した税額と、適用しようとする FTA 税率で計算した税額との差額に相当する担保を提供することによって貨物を暫定的に引き取ることができます。
  - 貨物の差し押さえ

輸入者の確認不足その他の原因により税關から指摘を受けた場合、不備が改善されたと税關当局が承認するまで、FTA を適用して輸入しようとする都度に申告時の即時検認が行われます。輸出者または生産者が原産地規則を満たすための改善策がとられたことを示す情報や書類が提示されれば、再び通常どおり FTA を適用することが可能になります。また、コンプライアンス違反が発覚された場合は罰金を受ける可能性があるほか、違反者が刑事訴追を受けることがあります。

### 【まとめ】

インドにおいて現在 FTA を適用して輸入しているまたはこれから FTA を適用して輸入することを検討している企業は、サプライチェーンの断絶、FTA 税率適用の否定、処罰等をきたさないよう CAROTAR を遵守することが重要になります。そのため、域内原産割合基準やその他その FTA で定められる要件を満たすことを示せるよう準備を進めが必要です。

---

**Let's talk**

---

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd.**

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

[www.pwc.com/jp/customs](http://www.pwc.com/jp/customs)

ディレクター

Robert Olson

シニアマネージャー

芦野 大

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose(存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 276,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2020 PricewaterhouseCoopers WMS Pte. Ltd. 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームであるプライスウォーターハウスクーパース WMS Pte. Ltd.、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。